「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額」に、「第五条第一項第二号」を「同条第一項第四号」に改める。

第十一条の見出しを「（単体自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会の自己資本比率基準」を「国内基準」に、「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第十三条　第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）

二　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（信用金庫又は信用金庫連合会の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　前払年金費用の額

二　自己保有普通出資等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

五　信用金庫連合会の対象普通出資等の額

六　特定項目に係る十パーセント基準超過額

七　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一　残余財産の分配について、信用金庫又は信用金庫連合会の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。

二　残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四　発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。

十一　現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持すること が見込まれること。